

第 32 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の点検要領

1 一般的留意事項

- (1) 住戸内の部分については、外観上の項目について居住者の自主点検をもって足りるものとする。この場合において、次に掲げる事項が、居住者に対して周知徹底されている必要があること。
- ア 外観上の点検を実施する義務
 - イ 外観上の点検項目
 - ウ 異常が発生している場合の措置
 - エ その他の留意事項
- (2) 予備電源の容量が非常電源の容量を上回る場合は、当該予備電源を非常電源と読み替えることができる。
- (3) 感知器作動試験は、蓄積機能を有する回線に接続されているものにあつては、当該蓄積機能を解除して行ってもよい。

2 機器点検（留意事項は※で示す。）

(1) 住戸用自動火災報知設備

点 検 項 目		点 検 方 法	判 定 方 法
住戸用受信機 及 び 中 継 器	周 囲 の 状 況		目視により確認する。
	外 形 表 示	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
		目視により確認する。	ア 検定合格証が貼付されていること。 イ 銘板等に規定の表示がなされていること。 ウ 銘板等がはがれていなく、かつ、名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。
	電 源 表 示 灯		正常に点灯していること。
	ス イ ッ チ 類		開閉位置及び開閉機能が正常であること。
	表 示 灯		スイッチ等の操作により確認する。
	付 属 装 置		火災表示試験等により確認する。
感 知 器	外 形		目視により確認する。
	警戒状況	未警戒部分	変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。
		感 知 区 域	設置後の用途変更、間仕切変更等による未警戒の部分がないこと。
			ア 感知区域の面積及び取付け面の高さに応じた感知器の種別及び個数が設置されていること。 イ 炎感知器の場合は、監視空間又は監視距離が適正であること。
		適 応 性	設置場所に適応する感知器が設けられていること。
		機 能 障 害	ア 塗装等がされていないこと。 イ 炎感知器にあつては、機能障害を及ぼすおそれのある日光の入射等がないこと。 ウ 模様替え等により感知障害となる熱気流又は煙の流動を妨げるものがないこと。 ※ 炎感知器で道路の用に供する部分以外に設けられるものにあつては、壁によって区画された区域ごとに、当該区域の床面から高さが1. 2mまでの空間の各部分から当該感知器まで距離が公称監視距離の範囲内となるように設けてあること。
	☆ 熱 感 知 器		所定の加熱試験器又は外部試験器等により確認する。

	☆ 煙 感 知 器	所定の加煙試験器又は外部試験器等により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 確認灯が正常に点灯すること。 ※（ア）加煙試験器の発煙材は試験器によって指定されたものを用いること。 （イ）加煙試験時には取付け面の気流等による影響のないようにすること。																			
	☆ 炎 感 知 器	所定の炎感知器用作動試験器又は外部試験器等により確認する。	確実に作動すること。																			
音声警報装置及び音響装置（補助音響装置を含む。）	外 形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。																			
	取 付 状 態	目視により確認する。	脱落、緩み等がなく、警報効果を妨げるものがないこと。																			
	音 声 警 報 等	感知器を作動させるか、又は外部試験器等を操作して確認する。 ※ 住戸の音声警報装置及び音響装置（戸外表示器の音声警報装置を除く。）が鳴動しないような措置を講じて実施することができる。	ア 音声警報装置及び音響装置が正常に作動すること。 イ シグナル及びメッセージが他の機械等の音等と区別して聞き取れること。																			
	鳴 動 方 式	感知器を作動させるか、又は外部試験器等を操作して確認する。 ※ 住戸の音声警報装置及び音響装置（戸外表示器の音声警報装置を除く。）が鳴動しないような措置を講じて実施することができる。	警報範囲及びメッセージ内容が適正であること。																			
★ 蓄 積 機 能 （蓄積機能を有する住戸用自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。）		第32-1表に掲げる警戒区域数に応じてそれぞれ定める個数の感知器を所定の操作により作動させて確認する。	感知器が作動したときの火災表示までの時間が適正であること。 <table border="1"> <tr> <td colspan="4">第32-1表</td></tr> <tr> <td rowspan="2">警戒区域数</td><td colspan="3">試験感知器個数</td></tr> <tr> <td>熱感知器</td><td>煙感知器</td><td>炎感知器</td></tr> <tr> <td>50以下</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr> <td>51以上</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr> </table>	第32-1表				警戒区域数	試験感知器個数			熱感知器	煙感知器	炎感知器	50以下	1	1	1	51以上	2	2	2
第32-1表																						
警戒区域数	試験感知器個数																					
	熱感知器	煙感知器	炎感知器																			
50以下	1	1	1																			
51以上	2	2	2																			
戸 外 表 示 器	外 形	目視及び所定の操作により確認する。	変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。																			
	作 動 表 示 灯		点滅していることを識別できること。																			
	通 電 表 示 灯		正常に点灯していること。																			
	音声警報装置の鳴動状況		音声警報又は音響警報が明瞭に聞き取れること。																			
関 係 者 等 へ の 報 知 装 置		所定の操作により作動させる。	福祉施設等で発生した火災を、当該福祉施設等の関係者（所有者又は管理者をいう。）又は当該関係者に雇用されている者（当該福祉施設等で勤務している者に限る。）に、自動的に、かつ、有効に報知できること。																			

備考 ★印の点検は、自動試験機能を有する住戸用自動火災報知設備にあっては、異常が記録又は保持表示されていないことにより替えることができる。

☆印の点検は、遠隔試験機能を有する住戸用自動火災報知設備にあっては、外部試験器等による試験で異常がないことにより替えることができる。

（2）共同住宅用非常警報設備

点 検 項 目	点 検 方 法	判 定 方 法
非 常 電 源	外 形	ア 変形、損傷、著しい腐食、き裂等がないこと。

(内蔵型のものに限る。)				イ 電解液等の漏れがなく、リード線の接続部等に腐食がないこと。
	表 示	端子電圧	目視により確認する。	電圧及び容量の表示が適正であること。
	端 子 電 圧		非常電源試験スイッチ等を操作し、電圧計等により確認する。	電圧計等の指示が規定値以上であること。 ※ 電圧計等の指示値が適正でない場合には、充電不足、充電装置、電圧計の故障等が考えられるので注意すること。
	切 替 装 置		常用電源回路のスイッチを遮断すること等により確認する。	常用電源を停電状態にしたとき、自動的に予備電源又は非常電源に切り替り、常用電源を復電したとき自動的に常用電源に切り替ること。
	充 電 装 置		目視等により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、異常な発熱等がないこと。 ※ 充電回路で抵抗器が使用されているものにあつては、高温となる場合があるので、発熱のみで判定するのではなく、変色等がないかどうかを確認すること。
	結 線 接 続		目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
非常ベル及び自動式サイレン	起 動 装 置	周囲の状況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
		外 形	目視により確認する。	変形、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。
		表 示	目視により確認する。	汚損、不鮮明な部分がないこと。
		機 能	押しボタンの操作により確認する。	音響装置が正常に鳴動すること。
	操 作 部 及 び 複 合 装 置	外 形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
		表 示	目視により確認する。	ア 「非常警報設備の基準を定める件」(昭和48年消防庁告示第6号)に定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が付されていること。 イ スイッチの名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。 ウ 銘板等がはがれていないこと。
		電源表示灯	目視により確認する。	ア 変形、損傷等がないこと。 イ 正常に点灯していること。
		スイッチ類	目視、ドライバー等及び開閉操作により確認する。	ア 端子の緩みがなく、発熱していないこと。 イ 開閉位置及び開閉機能が正常であること。
		ヒューズ類	目視により確認する。	ア 損傷、溶断等がないこと。 イ 回路図等に表示された所定の種類及び容量のものが使用されていること。
		継 電 器	目視及び試験装置等により確認する。	ア 脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。 イ 確実に作動すること。
		表 示 灯	目視及びスイッチ等の操作により確認する。	変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯すること。
		結 線 接 続	目視又はドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
		接 地	目視又は回路計により確認する。	著しい腐食、断線等がないこと。
		予 備 品 等	目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。
	音 響 装 置 (ベル及びサイレン)	外 形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
		取 付 状 態	目視により確認する。	脱落、緩み等がなく、警報効果を妨げるものがないこと。
		音響警報等	他の機械等の音等がある部分に設けられたものは起動装置の操作により確認する。	ア 音圧及び音色が他の機械等の音と区別して明瞭に聞き取れること。 イ 他の機械等の音がある部分に設けられたものにあつては、音圧及び音色が他の機械等の音と区別して聞き取れること。
		鳴 動	起動装置の操作により、鳴動方式を確認する。	音響装置が一斉に鳴動すること。

	表 示 灯	目視により確認する。 ア 変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。 イ 取付け面と15度以上の角度となる方向に沿って10m離れたところから容易に識別できること。
--	-------	---

3 総合点検（留意事項は※で示す。）

（1）住戸用自動火災報知設備

点 検 項 目	点 検 方 法	判 定 方 法
★ ☆ 煙 感 知 器 の 感 度 （自動試験機能を有する住戸用自動火災報知設備を除く。）	所定の感度試験器により確認する。	煙感知器の感度が所定の範囲内にあること。 ※（ア）警戒区域ごとに煙感知器を取り外し、外観の清掃（ちり払い等の簡単な外観の清掃）を行うこと。 （イ）感知器を取り外した場所は、未警戒とならないように、必ず代替えの感知器を取り付け、その旨を点検票に記録しておくこと。ただし、可搬式の煙感知器用感度試験機を用いて、感知器を取り外した場所で直ちに感度の試験を行い、感度が正常であることを確認できたものを再度取り付ける場合は、代替えの感知器を設置しないことができる。 （ウ）感度が正常なものは、再度取り付けること。 （エ）取り付け後は、加煙試験器を用いて、作動の確認をすること。 ただし、感知器の設置場所から離れた位置（中継器又は受信機等）において当該感知器の感度を確認することができる感度試験器を用いる場合は、上記（ア）から（エ）までによらず当該感知器の感度を確認することができる。
音 声 警 報 装 置 及 び 音 響 装 置 （戸外表示器の音声警報装置を含む。）の音圧	住戸用受信機若しくは遠隔試験機能を有する中継器を直接操作するか又は所定の外部試験器等を接続してこれを操作することにより確認する。 （1）音声警報装置の取り付けられた位置の中心から前面1m離れた位置で騒音計（A特性）を用いて測定する。 （2）ボックス等に内蔵されたものは、その状態で測定する。 （3）音圧は、普通騒音計を用いて、ピーク値により測定する。 ※ 住戸の音声警報装置（戸外表示器の音響装置を除く。）は除くことができる。	音圧は、規定値以上であること。 ※ 音圧の測定は、第2警報音について測定すること。
総 合 作 動	常用電源を停電状態とし、任意の感知器を所定の試験器等を用いて作動することにより確認する。（非常電源を有するものに限る。）	火災表示装置が、正常に点灯し、かつ、音声警報又は音響警報の鳴動が正常であること。

備考 ★印の点検は、自動試験機能を有する共同住宅用自動火災報知設備にあっては、異常が記録又は保持表示されていないことにより替えることができる。

☆印の点検は、遠隔試験機能を有する共同住宅用自動火災報知設備にあっては、外部試験器等による試験で異常がないことにより替えることができる。

(2) 共同住宅用非常警報設備

ベル、サイレン、スピーカーでボックス等に内蔵されたものは、その状態で測定すること。		
点 検 項 目	点 検 方 法	判 定 方 法
音 響 装 置 の 音 圧	音響装置の取り付けられた位置の中心から前面 1 m 離れた位置で騒音計（A特性）を用いて測定する。	音響装置の音圧は、9 0 d B以上であること。
総 合 作 動	常用電源を停電状態とし、任意の起動装置を操作することにより確認する。	操作部の火災表示及び音響装置の鳴動が正常に行われること。